

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 7 月中旬から下旬にかけて公表された法令をとりあげました。

[規則] ○「国家税務総局の非居住者企業の小型薄利企業所得税優遇政策不享受問題に関する通知」(国税函[2008]650 号、2008 年 7 月 3 日発布) ○「国家発展改革委員会の外商投資プロジェクト管理の更なる強化と規範化に関する通知」(発改外資[2008]1773 号、2008 年 7 月 8 日発布・実施) ●「科学技術部、財政部、国家税務総局の『高新技術企業認定管理業務手引』の印刷・発布に関する通知」(国科発火[2008]362 号、2008 年 7 月 8 日発布・実施)	「企業所得税法」で 20%の優遇税率が適用される小型薄利企業は、非居住者企業を含まないとした通知。 地方の発展改革委員会に対し、外商投資プロジェクト認可(商務部門での外商投資企業設立手続きの前の発展改革部門によるプロジェクト内容の審査・認可)を徹底するよう指示したもの。ホットマネーの流入防止が目的。外商投資企業の新設時だけでなく、国内企業の買収、増資、再投資などに対しても、一律にプロジェクト認可を行うよう求めている。これから手続きに入る企業は、従前の手続きと変わる可能性があることにご注意ください。 企業所得税の優遇が適用される高新技術企業の実体認定基準などを示した政府用の業務手引。詳細は、下記の解説をご参照。
[地方政府規則] ○「上海市人民政府の『上海市多国籍会社地域本部設立奨励規定』の発布に関する通知」(滬府発[2008]28 号、2008 年 7 月 7 日公布・施行)	従前の暫定規定(2002 年 7 月 20 日公布・施行)に代わる新規定。地域本部の認定対象は、暫定規定と変わらず、投資性会社と上海市独自認可の管理性会社とされるが、管理性会社の地域本部認定条件が緩和された。また、地域本部の業務範囲に、国内卸売及び輸出入、貨物小口配送等の物流オペレーションが含まれており、管理性会社もこれらの業務が可能と見られる。一方、優遇措置としては、新たに開業・不動産リースへの資金補助、総合的オペレーション機能を持つ企業への奨励、高級管理者に対する奨励などが規定されているが、これらの具体規則は別に制定するとされている。

●「高新技術企業」の具体認定基準が出る

このほど「高新技術企業」の認定に当たっての業務手引、「高新技術企業認定管理業務手引」が発布され、高新技術企業の具体的な基準・方法が示された。今年 4 月に公布された「高新技術企業認定管理弁法」では、高新技術企業の一応の認定条件が規定されたものの、なお不明な点があったが、この業務手引で明らかになった。「高新技術企業認定管理弁法」の概要については、本誌 5 月 1 日特集号をご参照。)

新たに明らかになった主な点は、以下のとおりだが、かなり厳しい。なお、この業務手引の発布通知によれば、2007 年までに高新技術企業の認定を受けた企業は有効期間内は資格が有効とされているが、ただし、「高新技術企業認定管理弁法」とこの業務手引によって改めて認定を受ける必要があり、認定を受けた場合に企業所得税の優遇を享受することができるかとされている。

1. 「核となる自主知的財産権」の範囲（「業務手引」5. (1)）

高新技術企業の第1の認定条件は、核となる自主知的財産権を保有することだが、その範囲については次のとおり定められている。知的財産権には、商標権や営業秘密は含まれない。（「業務手引」5. (1)）

- ・「認定弁法」に定める核となる自主知的財産権は、発明、実用新案及び製品の図案・形状の変更が容易でない意匠（主に、科学及び工程技術の運用方法により、研究・開発過程で得られた意匠を指す）、ソフトウェア著作権、半導体集積回路配置利用権（原文は「集成电路布図設計専有権」）、植物新品種を含む。
- ・本「業務手引」でいう独占的实施許諾（原文は「独占許可」）は、全世界範囲で技術受取側が協議約定した知的財産権（特許、ソフトウェア著作権、半導体集積回路配置利用権、植物新品種等）に対し5年以上の排他的使用権を有し、当該期間内に技術供与側及びいかなる第三者も当該技術を使用できないことをいう。
- ・高新技術企業認定でいう核となる自主知的財産権は、中国国内で登録され、又は5年以上の全世界範囲での独占的实施許諾の権利でなければならない（高新技術企業の有効期間は5年以上の独占的实施許諾期間内で、かつ、中国の法律の有効な保護期間内でなければならない）。

2. 研究開発

高新技術企業の認定条件には、継続的に研究開発活動を行い、かつ研究開発費が一定の水準（販売収入に応じて3%以上から6%以上）にあることがあげられているが、それらの条件が明らかになった。

1) 研究開発活動の定義（「業務手引」4. (1)）

- ・（研究開発活動の定義は）科学と技術（人文・社会科学を含まない）の新知識を獲得するために、科学技術の新知識を創造的に応用し、又は実質的に技術・製品（サービス）を改良し、持続的に行う明確な目標を持った活動。
- ・科学技術の新知識の応用、又は技術・製品（サービス）の実質的改良とは、企業の技術・製品（サービス）面での革新により取得した価値のある進歩で、当地区（省・自治区・直轄市又は計画単列市）の関連産業の技術進歩に対して推進作用を持つことをいい、企業が従事する通常のグレードアップ又はある科学研究成果の直接応用等の活動（例えば、新しい工法・材料・装置・製品・サービス又は知識等を直接採用すること）を含まない。
- ・研究開発プロジェクトとは、「重複せず、独立した時間、財務手配及び人員配置を有する研究開発活動」をいう。

2) 研究開発費の範囲（「業務手引」4. (2)）

研究開発費については、①研究開発活動に従事する人員の賃金、②研究開発プロジェクトのために購入した原材料等の支出、③固定資産減価償却費、④設計費用、⑤装置の調整・試験費用、⑥無形資産償却費、⑦外部研究開発委託費用（発生額の80%で計算）、⑧研究開発で発生したその他の費用（事務費、通信費、特許申請・維持費用、高新科学技術のための保険料などで、一般に研究開発費総額の10%までに制限）、に限定されている。なお、この内容は、一定の条件を有する会計事務所が監査を行うこととされている。

3. 自主知的財産権の数、研究開発の組織・管理水準、科学技術成果の転化能力、資産・販売額の成長性の評価方法（「業務手引」6.）

「高新技術企業認定管理弁法」では、これら4項目が業務手引の要求に合致することも認定条件の1つとされている。その評価は、4項目合計で100点満点のポイント制で、70点以上が合格とされている。得点配分は、自主知的財産権の数30点、科学技術成果の転化能力30点、研究開発の組織・管理水準20点、資産・販売額の成長性20点とされ、各項目とも6段階評価で、評価に応じてポイントが傾斜配分される。その評価は、指定された専門家が行うこととされている。

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆08 年下半期 経済の安定的な発展と物価抑制を重点課題に: 中国共産党は 25 日、中央政治局会議を開催、今年後半のマクロ経済政策の主要目標を、「経済の安定的で比較的速い発展の維持とインフレの抑制」とした。引き続きインフレ防止が最重要課題としながらも、上半期の成長率が 10.4%に低下、輸出の伸びが鈍化し労働集約型企業が苦境に立たされていること、世界経済の先行き不透明等を受け、下半期は経済を安定的に発展させ、景気減速を防ぐことを政策の柱とする。先に開かれた人民銀行の第 2 四半期貨幣政策委員会でも、年初の「金融引き締め」基調は影を潜め、「貨幣政策の連続性と安定性の維持」が掲げられ、当局が景気減速による失業の増加、ひいては社会安定への影響を懸念していることが窺える。

【産業】

◆WTO 自動車部品関税率は協定違反: WTO は 18 日、中国の自動車部品の輸入関税を巡る、米国、EU 等の訴えに対し、中国側の協定違反との判断を下した。中国は 2001 年の WTO 加盟以来、紛争処理で初の敗訴となる。中国の自動車部品関税は通常 10%だが、輸入部品の価格が完成車全体の 6 割以上を占める場合は、完成車と同じ 25%の関税率を適用しており、米欧等はこのような措置がローカルコンテンツ規制に当たり、協定に違反すると訴えていた。中国政府はこれに対し、完成車と部品の税額の差額を利用した脱税を取り締まる措置と主張しており、上訴する可能性もあると見られている。

【貿易・投資】

◆ホットマネーの異常流入を懸念 外資の投資管理を強化: 国家发展改革委員会は 7 月 8 日、外商投資プロジェクトの審査認可を強化する通知、「外商投資プロジェクト管理の更なる強化と規範化に関する通知」(発改外資[2008]1733 号)を公布した。米中金利差や人民元高を見込んだ中国へのホットマネーの流入が懸念される中、虚偽の投資申請を通したホットマネー流入の可能性が指摘されていることに対応するもの。

◆「上海市地域本部」規定改訂 国内販売等が可能に: 上海市は 7 日付で、「『上海市多国籍企業地域本部設立奨励規定』の発布に関する通知」(滬府発[2008]28 号)を公布した。2002 年に発布した同暫定規定に代わるもので、認定条件、申請プロセス、優遇措置等を規定するもの。設立条件の親会社の中国における投資累計額を 3,000 万米ドルから 1,000 万米ドルに引き下げ、経営範囲として財務管理の他、国内販売、輸出入等も認められ、またオフィスの賃貸料や外国籍従業員のビザ、中国籍従業員の上海戸籍付与等の優遇措置が追加された。なお、財政支援等については別途規定としている。

◆科学技術部等 高技術企業認定手引を発表: 科学技術部、財政部、国家税務総局は 8 日付で、「『高技術企業認定管理業務手引』の印刷・発布に関する通知」(国科発火[2008]362 号)を発表。今年 4 月に発表された「高技術企業認定管理弁法」(国科発火[2008]172 号)の付属規定として、高技術企業の認定及び税制優遇の申請手続きを明確にした。移行期の措置として、2007 年末迄に認定された高技術企業は有効期間内は資格を有するものの、税制優遇を享受するには今回の手引に基づき再審査を受ける必要がある。なお、現在企業所得税の減免優遇を享受している高技術企業は「企業所得税の経過優遇政策に関する通知」(国発[2007]39 号)に基づき執行するとしている。(詳細は本号 EXPERT VIEW 参照)

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.07.21	6.8260	6.8225~6.8341	6.8300	0.0131	6.4177	-0.0001	0.8755	0.0011	10.8423	0.0266	3.0300	3001.57	87.25
2008.07.22	6.8205	6.8127~6.8240	6.8217	-0.0083	6.4108	-0.0069	0.8748	-0.0007	10.8630	0.0207	3.0000	2985.52	-16.05
2008.07.23	6.8280	6.8265~6.8398	6.8297	0.0080	6.3392	-0.0716	0.8754	0.0006	10.7505	-0.1125	2.9700	2976.89	-8.63
2008.07.24	6.8285	6.8204~6.8312	6.8289	-0.0008	6.3463	0.0071	0.8754	0.0000	10.7020	-0.0485	3.0700	3053.09	76.20
2008.07.25	6.8249	6.8184~6.8258	6.8189	-0.0100	6.3807	0.0344	0.8743	-0.0011	10.7229	0.0209	3.0300	3005.58	-47.51

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は、週初中銀基準値が6.8271と4営業日連続で前営業日基準値を下回る水準で発表されてオープン。当局者より人民元上昇による国内輸出業者への影響を懸念する発言がなされていることもあり、当局がこれまで許容していた人民元上昇のスピードが一時的に緩やかになるのではないかとの思惑から積極的に人民元を買い進みにくい展開となり、週を通じて小幅な値動きとなった。来月のオリンピック開催日が近づいていることもあり、来週も小幅な値動きとなることが予想される。但しインフレ抑制が当局の最優先課題である点是不変であり、輸入インフレ抑制の観点からも引き続き相応の人民元上昇圧力がかかる点是不変とみている。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。